

議案第 1 1 号

おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例について

おいらせ町工場誘致奨励条例（平成 2 0 年おいらせ町条例第 1 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

企業誘致等を推進するため、優遇措置対象要件の緩和を行い、奨励金の改正及び追加を行うため提案するものである。

おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例

おいらせ町工場誘致奨励条例（平成20年おいらせ町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号エ及びク中「のうち規則で定めるもの」を削り、同号ケをコとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 産業分類に定める宿泊業、飲食サービス業のうち規則で定めるもの

同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条第2号中「30人」を「10人」に、同条第3号中「1億5,000万円」を「3,000万円」に改める。

第5条第2号を第3号とし、第1号の次に次のように加える。

(2) 工場操業奨励金

同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の奨励金については、前項の規定によるもののほか、次の各号の要件すべてを満たすものに対して交付する。

(1) 町内既存の誘致企業が増設するとき。

(2) 町の産業振興上必要と認めたもの。

(3) 増設に伴い常時雇用する従業員の増員数が10人以上であること。

(4) 増設にかかる投下固定資産総額が3,000万円以上であること。

第12条を第13条とする。

第11条中「第6条」を「第7条」に、「立地」を「操業」に改め、同条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1号中「30人」を「10人」に、「11万円」を「20万円」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「立地」を「操業」に、同条第1項中「3箇年度」を「5箇年度」に、「立地」を「操業」に改め、同条第2項中「立地」を

「操業」に、「次に定める」を「投下固定資産に対する固定資産税に相当する額」に改め、同項第1号から第3号までを削り、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(工場立地奨励金)

第6条 町長は、指定工場等の操業の開始の日の1年後以降、工場立地奨励金(以下「立地奨励金」という。)を交付することができる。この場合において、交付する立地奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の立地奨励金の額は、次に定める額とする。

(1) 指定工場等の事業の用に供するための用地の取得価格の2分の1の額

(2) 立地奨励金は、5,000万円を上限とする。

附則第3項中「第3条」の次に「、第5条及び第8条」を加え、「同条中「30人」とあるのは「5人」と、「1億5,000万円」とあるのは「5,000万円」と、第7条の規定の適用については、同条中「30人」を「同各条中「10人」」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに立地協定を締結した企業又は改正前のおいらせ町工場誘致奨励条例の規定により指定を受けた工場については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後のおいらせ町工場誘致奨励条例附則第3項の規定は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにおいらせ町工場誘致奨励条例第4条の規定により指定工場等の指定を受けたものについては、同日後においても、なおその効力を有する。